

平成27年12月9日

学 生 各 位

筑波学院大学
企画総務グループ

マイナンバー制度に関するお知らせ

平成28年1月1日よりマイナンバー制度がスタートします。

マイナンバーとは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される国民の番号です。

平成27年10月から、住民票に記載されている住所へ「マイナンバー通知カード」が簡易書留で郵送されています。手元に届きましたら、大切に保管するようにしてください。なお、学生寮やアパート等に現在居住しているが、引き続き保護者等が居住する住所に住民登録をされている方は、「マイナンバー通知カード」が保護者等の居住する住所に送付されますので、ご注意ください。保護者の皆様におかれましても、「マイナンバー通知カード」が届きましたら、届いたことを学生本人にお知らせくださいますよう、お願いいたします。

また、学生の皆様がアルバイト等を行う際は、事業主からマイナンバーの提示を求められることがあります。本学においても、アルバイト等で本学から給与を受け取る場合、マイナンバーをご提示いただく必要がありますので、職員より提示を求められた場合は、ご協力お願いいたします。

マイナンバーは原則として一生涯使うものであるため、取扱には十分に注意し、安易にインターネットやSNSへの投稿、友達などに教えることのないようにしてください。